

平成 31 年 3 月 1 日からここが変わります（要旨）

（ ）内の数値は公差：目標寸法に対して、出来上がった製品に許される最大寸法と最少寸法の差。公差の範囲以内のものを合格とする。

	現 行	平成 31 年 3 月 1 日以降
ホールカップ	高さ <u>100mm 以上</u> 内径 <u>200mm 以上</u> 外径 <u>216mm 以下</u>	高さ <u>160mm (±10mm)</u> 外径 <u>205mm (+0、－5mm)</u> 素材の厚み <u>1.5mm (+1.5、－0.5mm)</u> 発音板の高さ <u>カップ内側の底面から 50mm</u> <u>(±10mm)</u> 発音板の外径 <u>160mm (±10mm)</u> 発音板の厚み <u>1.5mm (+1.5、－0.5mm)</u>
ピン・旗	ピンの外径 <u>20mm 以下</u> 長さ 地上 <u>2～2.5m</u>	ピンの外径 <u>13mm (+7、－3mm)</u> ピンの長さ <u>2,500mm (±250mm)</u> 固定した状態でカップの縁からは 2,000mm 以上 2,500mm 以下 旗の大きさ <u>縦 170mm (+35、－0mm)</u> <u>横 260mm (+45、－0mm)</u> 旗の厚み <u>3mm (±2mm)</u>
ティグラウンド	大きさ <u>1.3m×1.3m 以上</u> 高さ 前面において地表面から <u>30 cm 以下</u>	大きさ <u>平滑面が 1,300mm×1,300mm 以上</u> 高さ 前面において地表面から <u>300mm 以下</u>
公認コース 用具の認定	<u>制度なし</u>	<u>新たに制度を創設</u> <u>・ホールカップ等に認定シールを貼付</u>
公認コース 認定規程	<u>公認コース用具について</u> <u>の定めはない。</u> <u>指導者 2 名以上を置くこ</u> <u>と。</u> <u>(様式 3－2)</u> <u>公認コース基準確認表</u>	<u>ホールカップ、ピン・旗については、公認コー</u> <u>ス用具を使用すること。</u> <u>(ティグラウンドは基準に合っていれば、公認</u> <u>コース用具でなくても OK)</u> <u>削除。(指導者の配備は必置でなくなる。)</u> <u>(様式 3－2)</u> <u>公認コース基準確認表 (全面改正)</u>

新たに制定した基準・規程の要旨

(標題中 {公益社団法人日本パークゴルフ協会} は省略)

■「コース用具の基準」

○ホールカップ

材質等

- ・ホールカップ及び発音板の材質はステンレスなど金属製とする。
- ・ボールが停止する底面に発音板を取り付けたもの。
- ・長期風雨に耐えられること。

寸法 (公差: 目標寸法に対して、出来上がった製品に許される最大寸法と最少寸法の差。公差の範囲以内のものを合格とする。)

- ・高さ 160mm (公差 ± 10 mm)
- ・外径 205mm (公差 $+0$ 、 -5 mm)
- ・素材厚み 1.5mm (公差 $+1.5$ 、 -0.5 mm)
- ・発音板の高さ カップ内側の底面から 50mm (公差 ± 10 mm)
- ・発音板の外径 160mm (公差 ± 10 mm)
- ・発音板の厚み 1.5mm (差 $+1.5$ 、 -0.5 mm)

○ピン、旗

材質等

- ・ピンの材質はステンレスなど金属製とする。
- ・旗は樹脂又は金属製とし、ピンに適切に固定されていること。
- ・ともに長期風雨に耐えられること。

寸法等

- ・ピンの長さ 2,500mm (公差 ± 250 mm)
- ・ピンの外径 13mm (公差 $+7$ 、 -3 mm)
(設置時の発音板から上部 300mm の部分を計測)
- ・旗の大きさ 縦 170mm (公差 $+35$ 、 -0 mm)
横 260mm (公差 $+45$ 、 -0 mm)
- ・旗の厚み 3mm (公差 ± 2 mm)

○ティグラウンド

仕様

- ・表面が平滑であり、安定してティアップができる構造で、長期風雨に耐えられること。
- ・人工芝等を使用する場合は、剥離しないように接合されていること。

寸法等

- ・大きさ 平滑面が 1,300 $\times$ 1,300mm 以上。
- ・高さ ティグラウンドの全面において地表から 300mm 以下。

■「パークゴルフ公認コース用具の認定に関する規程」

第2条 公認コース用具の認定を申請できるもの～次のいずれか

- (1) 工業会賛助会員
- (2) 一般賛助会員

第4条 申請

- 1 申請書（様式1）、審査用用具、添付書類を日本協会に提出
- 2 一般賛助会員にあつては、生産物賠償責任保険への加入状況、製造物の品質保証状況などを日本協会に届け出ること。

第5条 審査

- 1 日本パークゴルフ協会審査委員会で審査する。
- 2 公認コース用具として認定したときは、認定証を交付する。
- 3 更新の申請は、3年ごとに行わなければならない。

第6条 認定シール

公認コース用具の販売にあたっては、日本協会の認定シールを貼付しなければならない。

第7条 認定料

認定シールの交付枚数により、認定料を納付しなければならない。

様式1～パークゴルフ公認コース用具認定申請書

様式2～パークゴルフ公認コース用具認定証

様式3～認定シール

様式4～パークゴルフ公認コース用具認定シール交付申請書

一部改正した基準、規程、規則について

■パークゴルフコース設置基準の一部改正

- ・現行基準では、ホールカップやピンの寸法を定めていますが、この部分を新たに制定したコース用具の基準に合わせて、文言を整理しました。

■公認コース認定規程の一部改正

- ・現行規程では、指導者を2名以上置くことを義務付けていますが、改正後は、規定を削除しました。
- ・公認コースに使用するホールカップ、ピン及び旗については、日本協会が認定するもの（公認コース用具）でなければならない規定を加えました。
- ・ただし、平成31年2月28日以前に認定を受けたコースで、平成31年3月1日以降にホールカップ、ピン及び旗を更新していない場合は、改正前の基準が適用されることとしました。
- ・コースの公認申請に応じてコースを現地調査する際に使用する（様式3－2）公認コース基準確認表を改めました。

■パークゴルフ規則の一部改正

- ・ホールカップ、ピン及び旗の寸法等を新たな基準に改めました。

※今回、制定及び一部改正を行った基準、規定、規則はいずれも平成31年3月1日から施行しますが、平成31年2月28日以前から使用している現行基準に基づくホールカップやピン及び旗は、平成31年3月1日以降も更新（入れ替え）するまでは有効です。

公益社団法人日本パークゴルフ協会コース用具の基準

(平成 30 年 9 月 23 日制定)

1 趣意

誰もが気軽に楽しむことのできる生涯スポーツとしてのパークゴルフの理念を守り、健全な普及推進を図るため、公益社団法人日本パークゴルフ協会においてコース用具の基準を定める。

2 ホールカップ

ホールカップ及び発音板の材質は、ステンレスなど金属製とし、ボールが停止する底面に発音板を取り付けたものとする。また、長期風雨に耐えられること。

寸法等の基準は次のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 高さ | 160 ミリメートル(公差：±10 ミリメートル) |
| (2) 外径 | 205 ミリメートル(公差：+0、-5 ミリメートル) |
| (3) 素材の厚み | 1.5 ミリメートル(公差：+1.5、-0.5 ミリメートル) |
| (4) 発音板の高さ | カップ内側の底面から 50 ミリメートル(公差：±10 ミリメートル) (※1) |
| (5) 発音板の外径 | 160 ミリメートル(公差：±10 ミリメートル) |
| (6) 発音板の厚み | 1.5 ミリメートル(公差：+1.5、-0.5 ミリメートル) |

(※1) 発音板が別体の場合には設置時に基準を満たす構造であること。

3 ピン、旗

ピンの材質はステンレスなど金属製とし、ホールを表示する旗は樹脂又は金属製で、ピンに旗が適切に固定されていること。また、ピン及び旗は長期風雨に耐えられること。

寸法等の基準は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) ピンの長さ | 2,500 ミリメートル(公差：±250 ミリメートル) |
| (2) ピンの外径 | 13 ミリメートル(公差：+7、-3 ミリメートル) (※2) |

(※2) 設置時の発音板から上部 300 ミリメートルの部分を実測。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (3) 旗の大きさ | 縦 170 ミリメートル(公差：+35、-0 ミリメートル) |
| | 横 260 ミリメートル(公差：+45、-0 ミリメートル) |
| (4) 旗の厚み | 3 ミリメートル (公差：±2 ミリメートル) |

4 ティグラウンド

ティグラウンドは表面が平滑であり、安定してティアップが出来る構造とすること。また、長期風雨に耐えられること。

マットや人工芝等を使用する場合は、使用中剥離などしない様に接合されていること。

- (1) 大きさ 平滑面が 1,300×1,300 ミリメートル以上であること。
- (2) 高さ ティグラウンドの前面において地表から 300 ミリメートルを超えないこと。

5 この基準の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会制定)

- 1 この基準は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 平成31年2月28日以前に造成されたコースで平成31年3月1日以降にホールカップ、ピン及び旗を更新していない場合については、なお、従前の例による。

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフ 公認コース用具の認定に関する規程

(平成30年9月23日制定)

(目的)

第1条 この規程は、パークゴルフの原点、思想を厳守し、かつ安全面の配慮と健全な普及推進と公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）の権利を守るため、パークゴルフ公認コース用具（以下「公認コース用具」という。）の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 公認コース用具の認定を申請できるものは次のいずれかのものとする。

- (1) 日本協会入会に関する規程（平成23年2月24日制定）第2条第5号に定める工業会賛助会員として入会を承認されたもの。
- (2) 日本協会入会に関する規程（平成23年2月24日制定）第2条第4号に定める一般賛助会員であるもの。

(認定)

第3条 公認コース用具は、日本協会コース用具の基準(平成30年9月23日制定。以下「コース用具基準」という。)に適合した用具として、日本協会が認定をしたものである。

(申請)

- 第4条** 公認コース用具の認定申請にあたっては、公認コース用具認定申請書（別記様式1）に審査用用具及び別に定める添付書類を添えて日本協会に提出するものとする。
- 2 第2条第2号に定めるものについては、申請前に製品に対する生産物賠償責任保険の加入状況、製造物の品質保証状況などを日本協会に届出を行うとともに、コース用具を製造する事を申し入れ、日本協会の了承を経てから申請を行わなければならない。
 - 3 申請は営利、非営利を問わず全て必要とする。

(認定審査)

- 第5条** 公認コース用具の認定は、コース用具基準に基づき、日本協会パークゴルフ認定審査委員会規程（平成23年2月24日制定）による審査委員会の審査を経て認定する。
- 2 日本協会は、前項の規定により公認コース用具として認定したときは、申請者にパークゴルフ公認コース用具認定証（別記様式2）を交付する。
 - 3 公認コース用具に、デザイン、形状等の変更又は追加もしくは名称、型式番号又は価格の変更などを行った場合においても、第4条の例により再申請を必要とする。
 - 4 公認コース用具は、3年ごとに第4条の例により更新の認定申請をしなければならない。

(認定シール)

第6条 認定された公認コース用具の販売にあたり、公認コース用具である証としての、「日本協会（NPGA）認定品」シール（以下、「認定シール」という。）を貼付しなければならない。

2 認定シールは、パークゴルフ公認コース用具認定シール交付申請書（別記様式3）により交付する。

(認定料)

第7条 認定料は、認定シールの交付枚数により算定するものとし、別表のとおりとする。

2 前項の認定料は、認定シールの交付に合わせ、別に定める納付書により納期期限までに納付しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 次の各号に該当するときは、公認コース用具の認定を取消し、場合によっては日本協会会員も取消す(第6号を除く)ものとする。

- (1) 申請内容又は申請の際、提出された審査用コース用具と市場で販売されているコース用具の実体に相違があったとき
- (2) 販売されている公認コース用具にコース用具基準に違反する事実が発見されたとき
- (3) 再申請又は更新申請を受けないとき
- (4) 認定シールを貼付せずに販売を行ったとき
- (5) 認定料を指定期限までに納付しないとき
- (6) 日本協会会員の資格を喪失したとき又は入会取消しをされたとき

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会制定)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

別表（認定料 第7条関係）

品 名	計 算 方 法	率
ホールカップ	本体価格×率×数量	0.020
ピン・旗	本体価格×率×数量	
ティグラウンド	本体価格×率×数量	
備 考	別途消費税	

※旗及びピンに関しては単体での販売の場合は、その単体価格とする。

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフコース設置基準

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

誰もが気軽に楽しむことのできる生涯、世代交流、健康、コミュニティスポーツとしての原点を遵守し、健全な普及推進を図るため、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下、「日本協会」という。）パークゴルフ規則（平成 23 年 2 月 24 日制定。以下「規則」という。）にしたがい、パークゴルフコースの設置基準を次のとおり定める。

1 どんな土地が（場所）がコースとして適当か。

- （１）既存の公園を活用する。
- （２）河川敷を造成する。
- （３）林地・畑・原野などを造成する。
- （４）スキー場の緩斜面などを活用する。
- （５）その他遊休地を造成する。

【留意点】

- ① パーク（公園）ゴルフは、その名のとおりに閑散とした公園を、みんなで遊ぶことにより生き生きとした公園にしようという発想から生まれたコミュニティスポーツです。
- ② 公園ばかりではなく、河川敷を活用したり、新たに土地を求めてコースをつくることは、スポーツの振興や健康の増進などのほか、生活環境を良くする上からも望ましいことと考えています。
- ③ 公園の設置目的・河川管理上の制約、開発手続きなどに留意する必要があります。

2 面積はどの位必要か。

- （１）18 ホールとして、おおよそ 12,000 m²以上のコースの面積が望ましい。
- （２）面積の上限基準は特に設けていないが、河川敷のような平坦で障害物が少ない条件でも 20,000 m²位あれば十分です。
- （３）コースレイアウトの項にホール距離の制約があるので参照。

【留意点】

- ① 面積の差は、一般的にコースの距離の差です。
- ② 発祥の「つつじコース」は、面積約 12,000 m²ですが、変化に富み、今でも人気の高いコースとして親しまれています。

3 コースレイアウトと造成（規則第 7 条関係）

- （１）コースは、9 ホールを単位としてレイアウトする。
- （２）同じ場所に 18 ホールをつくる場合は、ホールの表示は A-1～9、B-1～9 とする。

(3) 標準打数（パー）は、1ホール単位の打数を3、4、5で配分し、その合計打数を9ホールで33、18ホールで66とする。

(4) 1ホールの距離は、最長100m以内とする。

(5) 1コース（9ホール）の距離は、500mを超えてはならない。

(6) コース上で交差するホール・同方向に並行したホールなどのレイアウトは、プレーの流れを悪くし、危険を伴うので認めない。

(7) ティグラウンドの大きさは、規則上1.3m×1.3m以上となっているが、なるべく大きめに、できれば1.5m×1.5m位あれば申し分ない。又、高さはティグラウンドの前面において地表から30cmを越えないことが望ましい。

なお、ティグラウンドの前面の先端から40cm以上後方の両端にティマークを設置するか、ティラインを引いてティアップできる範囲を示す。

(8) グリーン（カップ周辺をいう。以下同じ。）を造成する場合、形状は自由であるが、なるべく大きめにすること。円として考えた場合の直径は概ね5m以上が望ましい。

グリーン上の起伏（アンジュレイション）は、僅かな傾斜程度にし、微妙な読みを必要とする面白さをつくるようにする。

(9) バンカーを造成する場合、そのホールのフェアウェーやグリーン、距離など総合的に見て、造る位置、大きさ、形、数などを決める。例えば、グリーンが右に傾斜（流れ）しているとしたら、その下にバンカーを造ると、ボールはそのバンカーに入りやすく、難しさを増す。

バンカーの数や大きさは、制限しない。

(10) ドッグレッグは、安全性からでもできるだけ避けることが望ましい。

(11) フェアウェーとラフの区分はあってもよいが、ラフの草丈はボールの脱出が可能であるよう適宜刈り込みをし、また、フェアウェーの幅員は少なくとも2m以上確保するよう配慮すること。

グリーンまでのフェアウェーを造成する場合、出来る限りホール毎に意味のある起伏がほしいが、平坦のままでもコースとしての難しさ（標準打数に見合う）を出せればよい。

(12) コースの難易度を高めるための工夫はあってもよいが、パークゴルフの原点を損なうことのないよう配慮すべきである。池越え、谷越えなどは造成すべきでない。

(13) OBラインやOBゾーンの設定は、コースを外れるという意味が明確に理解出来るようなものでなければならない。

OBラインは、コースの境界を明らかにするため必要な場合や完全にコース外となる溝、河川管理地、藪（やぶ）及び沢などの境界をいい、白杭で表示する。

OBゾーンは、障害物としての植栽地の保護、また安全性の確保のためのネットなどで遮断された区域をいい、白杭で囲み表示する。この場合のOBゾーンを示す白杭は、上部を青色にしてOBライン杭と区別する。

このほかの杭として修理地を示す杭（全体を青く塗った）があるが、これらの杭は、地上40cm程度とし、ラインを示す杭の間隔は10～20m、ゾーンを示す杭の間隔は2～3m程度として、その見通し等確認が容易にできるよう配置すること。なお、その他の用途の

色杭は一切これを認めない。

- (14) ボールがOBになった場合において、当該OBラインを横切った地点が見通せないか規則に基づいてプレースすることが困難な場合に特設のプレース位置を設ける。
- (15) ホールカップ、ピン及び旗は、公益社団法人日本パークゴルフ協会コース用具の基準（平成30年9月23日制定）に定めるものであること。
- (16) ホールカップは、地表面より10mm埋設しなければならない。
- (17) ピンの長さは、固定された状態でホールカップの縁から2,000mm以上2,500mm以下とする。
- (18) ホール毎にコース表示板を立てるが、この他コース図（OBの説明つき）を立てると、より親切である。
- (19) 既存の公園の場合は、ほとんど現状に合わせたレイアウトをしなければならないが、樹木の保護や公園利用者の安全性に考慮し、そのうえで樹木や起伏などを利用することで難しさを出すようにする。
- (20) 1ホールの距離の測定は、ティラインから、コースなりにフェアウェイセンターを通り、ホールカップまでとする。
- (21) ウォーターハザードを設定する場合、ウォーターハザードの境界は、明確に表示しなければならない。

【留意点】

- ① 発祥のコースは、標準打数（パー）を66に設定しましたが、以来その歴史を大事にし、これを基準としています。
- ② 1ホールの距離を100m以内としたのは、年齢差や男女差などのハンディを少なくし、三世代が交流して楽しめるように配慮したぎりぎりの条件となっています。最短距離は、特に設けていません。
- ③ 9ホールの距離は、500mを超えてはならないとしておりますが、②と同様に年齢差などに配慮したもので、その中で、ショート（パー3打）、ミドル（パー4打）、ロング（パー5打）の各ホールを組合せていきます。
- ④ ホールの組み合わせは、スタートから3ホール以内にロングホールを配置して、多数のパーティによるプレーの際のコース進行をコントロールし、プレーの促進を容易にするよう配慮すべきです。
- ⑤ ティグラウンドはどんな造りでもよい。木の枠に砂を入れ、厚いゴムマットと人工芝を敷いたものや、土を盛って同様にマットと人工芝を敷いたものなどが、比較的良いようです。
- ⑥ グリーンは、カップの位置（ピンフラッグ）及びグリーン上のプレーヤーが、そのコースティグラウンドから確認できるよう、レイアウト上、安全性に配慮する必要があります。
- ⑦ グリーン上に変な凹凸を作ったり、ボールが止まらないなど奇抜な形状は、イライラがつのるばかりでなく見た目も美しくありません。グリーンを広くするのはカップの移動を容易にし、芝を保護します。
- ⑧ 極端にボールを出しづらい、また安全性を欠くようなバンカー、例えば、「グリーンに向かっ

て打てない」、「深すぎてプレーヤーの姿が隠れてしまう」などは避けるべきです。

⑨ グリーン直前の花道を完全にふさぐバンカーは、コースの必然性がない限り造らない。

⑩ OBは、コース境界の明確化の必要性、プレーヤーの安全性の確保などから設置するものとしておりますが、プレーの楽しさや進行を阻害するレイアウトは避けるべきであり、コースの景観にも配慮すべきです。

4 コース内での安全対策・表示

(1) コース内での事故等を防止し、プレーヤーの安全性を確保するため、以下について対策を講じるものとする。

① コース内で使用するクラブ、ボール、ティ等のパークゴルフ用具は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下、「日本協会」という。）パークゴルフ用具の基準（平成23年2月24日制定）に適合したもの（以下「公認用具」という。）でなければならない旨コースに表示するものとする。

② コース内において、前号に反する事実を発見したときは、直ちにプレーを中止させ、公認用具を使用させるよう指導するものとする。

③ 前々号に規定するもののほか、パークゴルフに関する諸規程に定める安全性を確保する規定に反する行為が認められた場合においても、同様の措置を行うものとする。

5 委任・基準の改廃

① この基準に定めるもののほか、基準の運用に関し必要な事項は会長が定める。

② この基準の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

この基準は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定した「国際協会パークゴルフコース設置基準」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会改定)

1 この基準は、平成31年3月1日から施行する。

2 平成31年2月28日以前に造成されたコースで平成31年3月1日以降にホールカップ、ピン及び旗を更新していない場合については、なお、従前の例による。

公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コース認定規程

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

(目的)

第1条 この規程は、パークゴルフの原点を尊守し、健全な普及推進を図るとした公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下、「日本協会」という。）コース設置基準（平成23年2月24日制定。以下「設置基準」という。）の趣旨に則り、パークゴルフルール・マナーの徹底と、日本協会定款第8条に規定する都道府県パークゴルフ協会連合会（以下「連合会」という。）、普通会員である市区町村パークゴルフ団体を含む。）が主催するパークゴルフ大会（以下「公式大会」という。）の公平性と統一化を図るため、パークゴルフコースの認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 公認コースは、日本協会定款第8条第3項に定めるコース会員が設置又は管理、運営するコースについて認定する。ただし、会員以外のコースであって、日本協会が特別の事情があると認めたときは、認定することができる。

(公認コース)

第3条 公認コースは、この基準に定めのあるもののほか、設置基準にしたがい、公式大会を開催し得る条件を満たしたコースであることを、日本協会が認定したものである。

(基準等)

第4条 公認コース認定の基準（以下「認定基準」という。）は、設置基準に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 公認コースの全体のホール数は18ホール以上であること。
 - (2) 公認コース18ホールの面積は利便施設を除いて7,000㎡以上であること。
(コース距離1メートルにつき10㎡以上の面積を必要とする。)
 - (3) 公認コースの距離は、18ホールで700メートル以上1,000メートル以内であること。
 - (4) 公認コースに使用するホールカップ、ピン及び旗については、日本協会が認定するものでなければならない。ただし、平成31年2月28日以前に認定を受けたコースで平成31年3月1日以降にホールカップ、ピン及び旗を更新していない場合は、この限りではない。
- 2 公認コースには、最小限、必要な駐車場、休憩施設、トイレ、水呑場、パークゴルフ場案内板等の利便施設を設けなければならない。

(申請)

第5条 公認コースの認定申請にあたっては、公認コース認定申請書（別記様式1）に関係書類を添えて日本協会に提出するものとする。

(現地審査)

第6条 日本協会は、前項の申請を受理したときは、第4条に定める認定基準の判定を行うため、公認コース現地審査付託書（別記様式2）によりコース所在管轄の連合会に対し現地審査を付託する。ただし、連合会の所在しない地区にあつては、日本協会がこれを行う。

- 2 連合会における現地審査は、原則として日本協会主任指導員規程（平成23年2月24日制定）に定める主任指導員2名がこれにあたり、公認コース現地審査報告書（別記様式3～1・3～2）によりその結果を日本協会に報告するものとする。

(認定審査)

第7条 公認コースの認定は、前条の現地審査結果により、日本協会パークゴルフ認定審査委員会規程（平成23年2月24日制定）による審査委員会の審査を経て認定する。この場合において、認定されたコースに関し必要な事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 日本協会は、前項の規定により公認コースとして認定したときは、申請者に公認コース認定決定通知書（別記様式4）により通知及び認定証（別記様式5）を交付し、認定証板（別記様式6）を貸与する。
- 3 公認コースには、前項に定める認定証板を表示しなければならない。
- 4 公認コースは、5年ごとに第5条の例により更新の認定申請をしなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、公認コース更新延期届書（別記様式7）により1年に限りこれを延期することができる。この場合における更新に至る期間は残年数とする。
- 5 公認コースに隣接してコースを増設したときは、第2条の規定に準じ当該増設コースの認定を受けなければならない。この場合において、認定された増設コースの更新は、既存コースの更新に合わせて認定を受けるものとする。
- 6 第4条及び第5条の手続関係規定は、コースの更新認定に準用する。

(認定費用)

第8条 認定費用は、認定登録料、認定手数料（以下「認定費用」という。）とし、別表のとおりとする。

- 2 前項の認定費用は、別に定める納付書により納付しなければならない。

(経費支弁)

第9条 日本協会は、連合会による現地審査に対し、前条第1項の認定費用のうち認定手数料を当該連合会に支払うものとする。

(届出義務)

第10条 公認コースの申請内容に変更が生じたときは、速やかに公認コース変更届（別記様式8）を提出しなければならない。この場合において、現地審査の必要が生じた場合は、第7条第5項に定める増設コースの認定の例により変更の認定を受けなければならない。

(認定の取消し)

第11条 次の各号に該当するときは、公認コースの認定を取消すものとする。この場合において、貸与した認定証板は返納しなければならない。

- (1) 更新認定を受けないとき
- (2) 増設又は変更したコースの認定を受けないとき
- (3) コース改善の指示に従わないとき
- (4) 公認コース辞退届（別記様式9）の提出があったとき

2 日本協会は、前項各号の事実が生じたときは、公認コース認定取消し通知書（別記様式10）により当該コースに通知するとともに、公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

- 1 この規程は、(NP0)国際パークゴルフ協会が平成14年4月3日施行したものを、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に(NP0)国際パークゴルフ協会の規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続き（以下「認定又は処分等」という。）は、この規程の相当規定に基づいてなされた認定又は処分等とみなす。ただし、改正後の規程第7条第4項の規定は、この経過措置の規定にかかわらずこの規程施行日以降に行われる同条第同項に定める更新の認定申請時から適用する。

附 則(平成25年6月26日、第2回理事会改定)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日、第4回理事会改定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日、第3回理事会改定)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会改定)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

別 表（第8条関係）

認定費用

	認定登録料 (1 件)	認定手数料		
		審査料	同左超過分 (9H 毎)	審査手数料
新 規	26,000 円	4,600 円 (18H)	2,300 円	1. 日当 5,000 円 2. 交通費 1 km 当り 30 円 （交通機関利用 実費） 3. 宿泊料 実費
更 新	10,000 円	4,600 円 (18H)	2,300 円	
増 設	10,000 円	2,300 円 (9H)	2,300 円	
変 更		2,300 円 (9H)	2,300 円	

（別途消費税）

備考

- 1 審査手数料のうち、日当は審査員一人当たりの額とする。
- 2 審査手数料のうち、交通費は私有車を使用した場合において、料程の計算における 1 km 未満の端数、及び車賃の計算における 10 円未満の端数は、これを切り上げる。また、当該私有車に便乗した審査員に対してはこれを支給しない。

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフ規則(平成 23 年 3 月 1 日
制定)の一部を次の新旧対照表のとおり改正します。

現 行 規 則	改 正 後 の 規 則
(用語の定義) 第 7 条 省略 1 ～ 12 省略 13 ホールカップ 「ホールカップ」とは、そのホールのプレーを終えるためにボールを入れる円筒形の筒のことで、通常「カップ」といっている。 ホールカップは、<u>内径 200mm 以上、外径 216mm 以下とし、深さは、ボールが停止する底面から 100mm 以上で、停止する底面に反響板を取り付けたものとし、金属製とする。設置する時は、カップの縁が地表面から約 10mm 下になるように埋めるものとする。</u> 14 省略 15 ピン (旗竿) ピンとは、ホールカップの位置を示すためにカップの中心に立てられた動かせない旗のことをいい、<u>標識部の材質は問わないが、スタート位置から番号が容易に見えるもので、ピンの断面は円形でなければならない。ピンの直径は、20mm 以下とし、高さはカップの縁から 2～2.5m とする。</u>	(用語の定義) 第 7 条 省略 1 ～ 12 省略 13 ホールカップ 「ホールカップ」とは、そのホールのプレーを終えるためにボールを入れる円筒形の筒のことで、通常「カップ」といっている。 ホールカップは、<u>外径 205mm (+0mm、-5mm) (() 内の数値を公差とする。以下、同じ。)、高さは 160mm (±10mm) で、カップ内側の底面から 50mm (±10mm) 上に外径 160mm (±10mm) の発音板を取り付けたものとし、カップの縁は地表面から 10mm 埋設しなければならない。</u> <u>ホールカップ及び発音板の材質は金属製とし、素材の厚みは、1.5mm (+1.5mm、-0.5mm) とする。</u> 14 省略 15 ピン (旗竿) ピンとは、ホールカップの位置を示すためにカップの中心に立てられた動かせない旗のことをいい、<u>ピンの材質はステンレスなど金属製とし、ホールを表示する旗の材質は、樹脂又は金属製とする。</u> <u>旗の素材の厚さは 3mm (±2mm) とし、ピンに旗が適切に固定されていること。</u> <u>ピンの長さは、固定された状態でホールカップの縁から 2,000mm 以上 2,500mm 以下とし、その外径は設置時の発音板から上部 300mm の部分で 13mm (+7mm、-3mm) とする。</u> <u>旗は縦 170mm (+35mm、-0mm)、横 260mm (+45mm、-0mm) とする。</u>

16～35 省略 第 8 条～第 45 条 省略	16～35 省略 第 8 条～第 45 条 省略
---------------------------------	---------------------------------

附 則

- 1 この規則は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

- 2 第 7 条 13 及び 15 については、平成 31 年 3 月 1 日以降に造成されたコースについて適用し、平成 31 年 2 月 28 日以前に造成されたコースで平成 31 年 3 月 1 日以降にホールカップ、ピン及び旗を更新していない場合は、なお従前の例による。